

○島田市総合スポーツセンター条例

平成21年9月30日

条例第35号

改正 平成25年12月27日条例第43号

平成30年12月26日条例第36号

平成31年3月28日条例第9号

令和3年3月30日条例第13号

(設置)

第1条 島田市は、生涯スポーツの普及の促進及び市民のスポーツに関する競技水準の向上を図るため、総合スポーツセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合スポーツセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市総合スポーツセンター	島田市野田1689番地

(指定管理者による管理)

第3条 島田市総合スポーツセンター（以下「センター」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、センターの管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 市長は、第5条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又はセンターの適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 市長は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館す

ることができる。

(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（利用の許可）

第11条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

（利用の不許可）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 指定管理者がセンターの管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が利用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

（利用の許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が第11条第2項の規定により付された利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとな

ったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者がセンターの管理上利用させることが適当でなくなつたと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益のためやむを得ないと認めるときは、利用の許可を取り消し、利用の許可をした事項を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、利用者が損害を受けることがあつても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料)

第14条 センターを利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しなければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(令3条例13・一部改正)

(利用料の減額又は免除)

第15条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由によりセンターを利用することができなくなつたとき。

(2) 利用者が利用の前日1日までに利用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 利用者が第11条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、センターを許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用者の原状回復の義務)

第18条 利用者は、センターの利用が終わったとき、又は第13条第1項若しくは第2項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(行為の制限)

第19条 次に掲げる行為をするためにセンターの施設（第11条第1項前段の許可に係る部分を除く。）又はその敷地を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示又は配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第11条第1項後段及び第2項、第12条、第13条、並びに前2条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。この場合において、第13条第1項第2号中「第11条第2項」とあるのは「第19条第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。

(特別設備の制限)

第20条 センターにおいては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。

3 第18条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第21条 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用者若しくは第19条の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは

は入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第24条 故意又は過失により、センターの建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年5月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の公募その他指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条第2項、第5条から第8条まで並びに第14条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

3 利用の許可その他センターの利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第11条から第16条まで、第19条及び第20条の規定の例により行うことができる。

(島田市体育館条例の廃止)

4 島田市体育館条例（平成17年島田市条例第159号）は、廃止する。

附 則（平成25年12月27日条例第43号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

4 前2項に定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

（準備行為）

5 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（平成30年12月26日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市総合スポーツセンター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料（新条例第14条第1項に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第14条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則（平成31年3月28日条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただ

し、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

8 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則 (令和3年3月30日条例第13号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第14条関係)

(平25条例43・平30条例36・平31条例9・一部改正)

1 施設利用料

(1) メインアリーナ

ア 夏期

利用区分			利用時間及び利用料				
			午前	午後	夜間	昼間	全日
			午前8時30分 から正午ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後5時 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する	入場料を徴しない場合	高校生以下 の者又は 高校生以 下の団 体	6,180円	7,030円	6,180円	14,090円	21,160円
		市内に住 所を有し ないもの	18,550円	21,120円	18,550円	42,290円	63,490円
		その他の 者	12,370円	14,080円	12,370円	28,200円	42,320円
	入場料を徴しない場合	高校生以下 の者又は 高校生以 下の団 体	12,460円	14,160円	12,460円	27,510円	40,860円



合	徴収する 場合	は高校生					
		以下の団体					
		市内に住 所を有し ないもの	37,410円	42,500円	37,410円	82,530円	122,580円
		その他の 者	24,940円	28,330円	24,940円	55,020円	81,720円
その 他の 場合	入場料を 徴収し ない場 合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	15,610円	17,720円	15,610円	34,210円	50,700円
		市内に住 所を有し ないもの	46,840円	53,170円	46,840円	102,640円	152,110円
		その他の 者	31,220円	35,450円	31,220円	68,430円	101,410円
	入場料を 徴収す る場 合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	40,750円	46,220円	40,750円	87,840円	129,480円
		市内に住 所を有し ないもの	122,260円	138,670円	122,260円	263,550円	388,460円
		その他の 者	81,510円	46,220円	81,510円	175,700円	258,970円

イ 夏期以外の期間

利用区分	利用時間及び利用料
------	-----------

		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前8時30分 から正午ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後5時 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
アマチュアス ポーツ、レク リエーション 等に利用する 場合	入場料 を徴収 しない 場合	6,280円	7,110円	6,280円	13,400円	19,680円
	入場料 を徴収 する場 合	18,850円	21,360円	18,850円	40,220円	59,080円
その他の場合	入場料 を徴収 しない 場合	25,130円	28,480円	25,130円	53,630円	78,770円
	入場料 を徴収 する場 合	75,420円	85,480円	75,420円	160,900円	236,330円

(2) サブアリーナ

利用区分		利用時間及び利用料				
		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前8時30分 から正午ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後5時 まで	午前8時30 分から午後 9時30分ま で
アマチュアス ポーツ、レク	入場料 を徴収	2,930円	3,350円	2,930円	6,280円	9,210円

リエーション等に利用する場合	しない場合					
	入場料を徴収する場合	8,800円	10,050円	8,800円	18,850円	27,650円
その他の場合	入場料を徴収しない場合	11,730円	13,400円	11,730円	25,130円	36,870円
	入場料を徴収する場合	35,200円	40,220円	35,200円	75,420円	110,620円

(3) 多目的武道場

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで
アマチュアスポーツ等に利用する場合	1,880円	2,080円	1,880円	3,970円	5,860円
その他の場合	7,530円	8,370円	7,530円	15,910円	23,460円
個人で利用する場合	1人当たり、1回につき200円				

(4) 弓道場

利用区分	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで

	で		まで	まで	9時30分まで
アマチュアスポーツ等に利用する場合	1,350円	1,460円	1,350円	2,820円	4,180円
その他の場合	5,430円	5,860円	5,430円	11,300円	16,750円
個人で利用する場合	1人当たり、1回につき200円				

(5) アリーナ控室、運営室及び師範室

単位	利用時間及び利用料				
	午前	午後	夜間	昼間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分から午後9時30分まで
1室	510円	510円	510円	1,030円	1,560円

(6) 多目的室

利用区分	単位	利用料
アマチュアスポーツ等に利用する場合	1時間につき	620円
その他の場合	1時間につき	2,500円
個人で利用する場合	1人当たり、1回につき	300円

(7) 軽体操室

利用区分	単位	利用料
アマチュアスポーツ等に利用する場合	1時間につき	300円
その他の場合	1時間につき	1,250円
個人で利用する場合	1人当たり、1回につき	200円

(8) トレーニング室

単位	利用者の区分	利用料
1人当たり、1回につき	高校生以下の者	200円
	その他の者	410円

(9) 卓球場

単位	利用者の区分	利用時間及び利用料
----	--------	-----------

		午前	午後	夜間
		午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで
1人当たり、1回1台に つき	高校生以下の者	100円	100円	100円
	その他の者	200円	200円	200円

(10) プール

利用区分	単位	利用者の区分	利用時間及び利用料	
			午前10時から 午後4時まで	午後5時から 午後9時まで
個人で利用する場 合	1人当たり、1回3時 間につき	高校生以下の者	200円	200円
		その他の者	410円	410円
20人以上の団体で 利用する場合	1人当たり、1回2時 間につき	高校生以下の者	100円	
1コースを占有して 利用する場合	1コース当たり、1 時間につき	高校生以下の者	1,030円	
		その他の者	3,130円	
回数券を購入して 利用する場合	12回（1回3時間）分	高校生以下の者	2,080円	
		その他の者	4,180円	

(11) 研修室

利用区分	単位	利用料
アマチュアスポーツ等に利用する場合	1時間につき	510円
その他の場合	1時間につき	2,080円

備考

- 「夏期」とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。
- 「高校生以下の者」とは、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在学する者（これらに準ずる者として市長が認める者を含む。）をいう。
- 「高校生以下の団体」とは、高校生以下の者及びこれらの者を引率する者をもって組織する団体をいう。
- 「市内に住所を有しないもの」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校

に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。)又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。

- 5 メインアリーナを夏期に利用する場合は、別表の3 冷暖房利用料の表に規定するメインアリーナの冷暖房利用料を徴収しない。
- 6 メインアリーナを夏期に利用する場合において、気温、天候等を勘案して冷房を使用することが適当でないものとして規則で定めるときの利用料の額は、夏期以外の期間の利用料の額とする。
- 7 メインアリーナ、サブアリーナ、多目的武道場又は弓道場の一部を利用する場合の利用料の額は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額に利用する施設の総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。
- 8 メインアリーナの一部を個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき300円とし、サブアリーナの一部を個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき150円とする。ただし、メインアリーナの一部を夏期に個人で利用する場合の利用料の額は、1人当たり1時間につき600円とする。
- 9 卓球場を1時間単位で利用する場合の利用料の額は、1人当たり1台につき60円(高校生以下の者が利用する場合は、30円)とする。
- 10 研修室をメインアリーナ、サブアリーナ、多目的武道場、プール(1コースを占有して利用する場合に限る。)と併せて利用する場合の研修室の利用料の額は、利用区分に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額とする。
- 11 メインアリーナ(夏期に利用する場合を除く。)、サブアリーナ、多目的武道場、弓道場、アリーナ控室、運営室、師範室、多目的室、軽体操室又は研修室を高校生以下の団体が利用する場合又は高校生以下の者が個人で利用場合の利用料の額は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額とする。
- 12 市内に住所を有しないものが利用する場合(メインアリーナを夏期に利用する場合を除く。)は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。
- 13 許可を受けた利用時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、許可を受けた利用時間に係る利用料の額の1時間分に相当する額を

加算するものとする。

- 14 この表の規定により算出した利用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

## 2 照明設備利用料

利用区分	単位	利用料
メインアリーナ	1時間につき	1,350円
サブアリーナ	1時間につき	620円
多目的武道場	1時間につき	510円

## 3 冷暖房利用料

利用区分	単位	利用料
メインアリーナ（冷房）	1時間につき	1,740円
メインアリーナ（暖房）	1時間につき	1,390円
サブアリーナ	1時間につき	1,880円
多目的武道場	1時間につき	1,250円
アリーナ控室、運営室及び師範室	1時間につき	100円
多目的室、軽体操室及び研修室	1時間につき	510円

### 備考

- 1 メインアリーナの一部を利用する場合の冷暖房利用料の額は、利用区分に応じて定められた利用料の額にメインアリーナの総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。
- 2 メインアリーナの一部を個人で利用する場合の冷房利用料の額は1人当たり1時間につき290円とし、暖房利用料の額は1人当たり1時間につき230円とする。
- 3 この表の規定により算出した利用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

## 4 附帯設備利用料

区分	単位	利用料
電光掲示板	一式	1,560円
バレーボール用具	一式	200円

バドミントン用具	一式	100円
卓球台	1台	100円
卓球用具	一式	100円
トランポリン	一式	300円
ミニトランポリン	1台	200円
マット	1枚	50円
新体操マット	一式	300円

#### 備考

- 1 この表に定める利用料は、午前、午後又は夜間の利用時間の区分ごとの利用料とする。
- 2 この表に定めのない附帯設備の利用料の額は、類似する設備の利用料の額等を勘案して、市長が別に定める。